

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第5回期日（20201120）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

証拠説明書4（甲A号証）

2020年7月 日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|--|----------------|----------------|------|---|
| 甲A 205 | 論文「再婚禁止期間と夫婦 同氏制に関する最高裁大法 廷の判断」法律のひろば6 9巻4号 | 写し | 2016年4 月 | 尾島明 | 裁判所が特定の法令の規定に ついて違憲審査権を行使する に当たっては、まず当該法令 の規定の規範内容を確定する ことが前提となるとされている こと。 最判において、「婚姻をする についての自由が憲法24条 1項の規定の趣旨に照らし十 分尊重されるべきものである こと」からすると、婚姻に関 する法律の規定が憲法14条 1項に違反しないとされたと しても、更に憲法24条2項 に違反しないかどうかを審理 しなければならないと解され ること。 |
| 甲A 206 | 書籍『民法要義巻ノ四』 (抄本) | 写し | 1899年4 月13日 | 梅謙次郎 | 明治民法起草者による法律解 説の内容。 同性間の婚姻について、外国 の法律中にはこれを無効とす る規定が見られるが、婚姻と は男女の関係を定めるもので あり、同性間の婚姻が無効で あるのは当然であるから、明 治民法にはその旨の規定を設 けなかったと説明されている こと。 |
| 甲A 207 | 『民法草案人事編理由書上 巻』（早稲田大学リポジト リ〔 http://hdl .handle.net /2065/10520 〕 掲載の書写資料）（抄本） | 写し | 1888年 頃 | 熊野敏三 | 旧民法人事編第1草案の起草 者による草案の理由説明の内 容。 男女の自由な結合関係とは異 なる法律婚の制度を設ける理 由として、男女の関係に高尚 な徳義の性質を与えること、 男女の関係が確定されなけれ ば社会上の紛争混乱が生ずる ことが挙げられていたこと。 同性間の婚姻について、婚姻 は男女の結合であるから、同 性間の婚姻が不成立であるこ とは当然であり、このことを 法律中に明示する必要はない との説明がなされていたこ と。 |
| 甲A 208 | 書籍『最高裁判所判例解説 民事篇平成27年度 (下)』（抄本) | 写し | 2018年6 月1日 | 畑佳秀 | 氏に関する利益のよう「に一 定の法制度を前提とする利 益」については、前提となる 法制度を定めた下位法の内容 をも含めた検討が必要となる 場合には、そこには「憲法上 の人権の内容が何故下位法の 解釈により決せられるのかに ついて素朴な疑問を生じよう 」（737頁）とされている ことなど。 |

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|--|----------------|---------------|------------------------|---|
| 甲A 209 | 論文「同性婚の相手方を配偶者と認めない連邦法の規定と合衆国憲法」藤倉皓一郎・小杉文夫編『衆議のかたち2』所収 | 写し | 2017年7月7日 | 尾島明 | アメリカ最高裁の2013年のWindsor判決で違憲無効とされた婚姻防衛法3条の文言等。 |
| 甲A 210 | 「ヨーロッパにおける同性婚の導入と養子法の問題」名古屋大学法制論集281号 | 写し | 2019年3月 | ダグマ・ケスター＝バルチェン著（床谷文雄訳） | 近年において婚姻を男女間の結合に限定するための改正がなされた東欧諸国（ラトビア共和国、クロアチア共和国、スロバキア共和国）の憲法の文言等。 |
| 甲A 211 | 書籍『憲法（第3版）』（抄本） | 写し | 2017年4月30日 | 渋谷秀樹 | 同性間の婚姻に関する憲法学説の内容。 渋谷教授が「同性間の婚姻あるいは婚姻に準ずる関係（パートナー）を認める国が増加し、従来の社会通念の根本的な見直しを迫っている」（463頁）などと指摘していること。 |
| 甲A 212 | 論文「〔座談会〕憲法を使いこなす」Law and practice 9号 | 写し | 2015年5月 | 長谷部恭男＝木村草太 | 同性間の婚姻に関する憲法学説の内容。 長谷部教授が「典型的な家族というのはどういうものかという点については24条は一定の想定をおいているかもしれませんが、典型的でない家族像を否定しているかどうか、ということについては24条はそれほど強い観念を持っていないという理論も、私は十分にありえるとおもいますがね」（19頁）などと論じていること。 |
| 甲A 213 | 書籍『民法正義人事編巻之壺』（抄本） | 写し | 1890年 | 熊野敏三・岸本辰雄 | 旧民法人事編第1草案の起草者による法律解説の内容。 法文上、子を産む能力を欠くことは婚姻障害事由とされており、法理上も、婚姻は両心の和合を性質とするものであり、子を産む能力は必要不可欠の条件ではないことから、老年等により子を産む能力を欠くことは婚姻の障害とはならない旨が説明されていること。 |
| 甲A 214 | 論文「民法七四二条・八〇二条（婚姻無効・縁組無効）」広中敏雄・星野英一編『民法典の百年IV』所収 | 写し | 1998年10月30日 | 前田陽一 | 旧民法人事編の起草に当たり、諸外国（フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、デンマーク、スイス、アメリカ、ロシア、イギリス）の立法が参照されたこと。 |

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|--------------|-------------------------------------|----------------|---------------------|-----------|---|
| 甲 A 2 1 5 | 書籍『新版注釈民法(22)親族(2)』(抄本) | 写し | 2008年 12月25 日 | 島津一郎・阿部徹編 | 明治民法の起草者(富井政章)が欧米諸国の離婚法には例の少ない協議離婚の規定を設けることに関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたことなど。 |
| 甲 A 2 1 6 | 書籍『親族法』(抄本) | 写し | 1997年5 月10日 | 泉久雄 | 明治民法の起草者(富井政章)が協議離婚の規定に関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたこと。 律令制度以来の離婚法では「無子」が棄妻の一事由とされていたこと。 |
| 甲 A 2 1 7 | 書籍『新版家族法概論〔補訂版〕』(抄本) | 写し | 2005年4 月25日 | 有地亨 | 同上 |
| 甲 A 2 1 8 | 書籍『相続法大意』(抄本) | 写し | 1917年 12月25 日 | 穂積重遠 | 明治民法下の学説において、婚姻は夫妻の共同生活を目的とするものであり、必ずしも子を得ることを目的とするものではないから、子がいない者も婚姻から排除されず、老年者の婚姻も禁じられず、生殖不能が離婚又は婚姻の無効取消の原因とされていない旨が説かれたこと。 |
| 甲 A 2 1 9 | 書籍『日本親族法』(抄本) | 写し | 1935年7 月15日 | 谷口知平 | 明治民法下の学説において、婚姻は子孫を残すことのみが目的とされたものではなく、無子や生殖不能は離婚原因ないしは婚姻の無効や取消原因となされないと説かれたこと。 他方で、諸外国では、不能や遺伝的、伝染的疾患のないことを婚姻要件としている例も見られるところであり、我が国の民法は、種族保存、種族改良という観点から規定が不十分であって、将来の改正の必要があるなどと説かれたこと。 |
| 甲 A 2 2 0 | 書籍『憲法判例と裁判官の視線』(抄本) | 写し | 2019年 10月10 日 | 千葉勝美 | 婚外子相続分差別違憲決定において引用された統計資料の内容等。 |
| 甲 A 2 2 1 | 「制定当時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問主意書」 | 写し | 2020年2 月4日 | 衆議院議員初鹿明博 | 議員から内閣に対し、「同性婚と憲法の関係について整理し、政府としての見解を明らかにする」ことなどを求める質問がなされたこと。 |

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|--|----------------|---------------------|-----------------------------|---|
| 甲A 222 | 「衆議院議員初鹿明博君提出制定時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問に対する答弁書」 | 写し | 2020年2 月14日 | 内閣 | 内閣が議員からの質問に対し、「政府としては、現時点において、同性婚の導入について検討していないため、具体的な制度を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていない」と答弁したこと。 |
| 甲A 223 | 論文「地域による取扱いの差異と地方自治」別冊ジュリスト186号『憲法判例百選I〔第5版〕』 | 写し | 2007年2 月28日 | 安西文雄 | 地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定する結果その取扱に差別を生ずることがあっても憲法第14条に違反しないとした最大判最大判昭和33年10月15日は、憲法が各地方公共団体に自治を認め条例制定に関してそれぞれ異なる立場に立つことを容認していること、また、一つの法(条例)の適用範囲内における地域的別異取扱いとは異なり法(条例)の適用範囲内においてマジョリティがマイノリティを差別するという構造が生じないことから、そのような取扱いの差別は平等原則違反の問題を生じないとしたものと解すべきであり、本件にその射程が及ぶものではないこと。 |
| 甲A 224 | 論文「遺族扶助における生活パートナーの排除と一般的平等原則」ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例IV』 | 写し | 2018年 10月30 日 | 井上典之 | ドイツ連邦憲法裁判所の判例において、婚姻と、婚姻と比較可能な生活形式との間の別異取扱い、単に憲法(基本法)上の婚姻の保護という目的を指摘するだけで正当化することはできないとされていること。 |
| 甲A 225 | 「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会報告書」 | 写し | 2019年7 月 | 嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会 | 現行民法の定める法的な親子関係が、生物学的な親子関係を基礎としつつも、常にその探究を優先させるものではなく、特に父子関係については、嫡出推定にせよ認知にせよ婚姻や認知という生物学的な事実以外の要素に依拠した形で父子関係を定めることを原則とし、生物学的な親子関係を問題にする場面を限定していること。 生殖に基づく生物学的な親子関係と、家庭の平和や子の利益等の考慮をも含む法的な親子関係の確定の問題とが区別して論じられるべきものであること。 |

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|-------------|----------------|----------------|------|---|
| 甲A 226 | 書籍『相続法』（抄本） | 写し | 1933年3 月15日 | 穂積重遠 | 明治民法下の学説において、ヨーロッパの教会法で婚姻が男女の肉体的結合により適法完成婚となるものされていることについて、聖書の言葉からの付会であろうと説かれたこと。 |